令和８年（再イ）第５５号

京都市伏見区景勝町47番地２　りりぱっと305号

再生債務者　はこびやＬＥＡＰこと　阿比留裕介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１１号

堺市堺区南半町東１丁２番21号

再生債務者　吉田　一也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号

北海道小樽市長橋４丁目12番34号　ＮＥＷＨＯＰＥ　Ａ号室

再生債務者　仲西　寛子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第６号

長野県飯田市中央通り１丁目２番地

再生債務者　牧島　永遠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日　長野地方裁判所飯田支部

令和８年（再イ）第７５号

京都府京田辺市田辺中央二丁目３番地６　メゾンソレイユ101

再生債務者　正木　信也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２６６号

大阪市東淀川区豊里５丁目17番４号

再生債務者　片山伽生斗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３０号

和歌山県有田郡広川町大字上中野678番地５

再生債務者　田中　一輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０号

鹿児島県霧島市隼人町松永246番地11

再生債務者　南　　順公

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号

鹿児島県霧島市隼人町小浜182番地

再生債務者　別府　高治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号

福島県会津若松市和田一丁目１番15号　コーポエミネンタルＡ101

再生債務者　佐藤　天音

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第６５号

埼玉県狭山市大字東三ツ木３番地の２　グリーンシティ三樹壱番館303

再生債務者　井之上貴晴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１号

静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂45番地の13

再生債務者　松本　正幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日　静岡地方裁判所下田支部

令和８年（再イ）第２４号

香川県高松市林町1487番地13

再生債務者　近藤　由紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１８号

高知県香美市土佐山田町楠目718番地10

再生債務者　細川　裕基

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

高知地方裁判所民事部個人再生係

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（令和八年九月二十九日文部科学大臣認可八文科高第一〇〇〇号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

目次中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第二章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第六条の見出し中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」という。）」に、「基金」を「基盤機構」に改め、同条第二項中「基金」を「基盤機構」に改める。

第十二条第三項、第十三条第三項及び第十四条第二項中「基金」を「基盤機構」に改める。

附　則

この変更は、令和八年十月一日から実施する。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　　日本私立学校振興・共済事業団